

住宅特定改修特別税額控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
22ページ
参照

手順4
20ページ
参照

手順5
24ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

手順5
24ページ
参照

還付される税
金がある方
のみ記入します。

〇〇 税務署長 30年 2月 16日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A		FA0113
住所 (又は居所)	XXX-XXXX 〇〇市△△町X-X-X-X	個人番号 XXXXXXXXXXXXXX
氏名	国税 太郎	性別 男
生年月日	3 4 9 11 16	世帯主との続柄 本人
平成30年 1月1日 の住所	同上	電話番号 XX-XXXX-XXXX
収入金額等	給与 7140000 公的年金等 その他 配当 一時	課税される所得金額 (21) 2636000 上の(21)に対する税額 (22) 1661000 配当控除 (23) 上の(23)に対する税額 (24) 政党等寄附金等特別控除 (25) 住宅特定改修特別税額控除 (26) 1000000 差引所得税額 (27) 661000 災害減免額 (28) 復興特別所得税額 (29) 1388 所得税及び復興特別所得税の額 (30) 67488 外国税額控除 (31) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (32) 169500 所得税及び復興特別所得税の納める税金 (33) 00 申告納税額還付される (34) 102012 配偶者の合計所得金額 (35) 納付済みの所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 (36) 未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (37) 申告期限までに 納付する金額 (38) 00 延納届出額 (39) 000
所得金額	給与 5226000 雑 配当 一時 合計 (1)+(2)+(3)+(4) 5226000	所得税及び復興特別所得税の額 (30) 67488 外国税額控除 (31) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (32) 169500 所得税及び復興特別所得税の納める税金 (33) 00 申告納税額還付される (34) 102012 配偶者の合計所得金額 (35) 納付済みの所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 (36) 未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (37) 申告期限までに 納付する金額 (38) 00 延納届出額 (39) 000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦・寡夫控除 勤労学生・障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 基礎控除 ⑥から⑮までの計 雑損控除 医療費控除 寄附金控除 合計 (16)+(17)+(18)+(19) 2589196	所得税及び復興特別所得税の額 (30) 67488 外国税額控除 (31) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (32) 169500 所得税及び復興特別所得税の納める税金 (33) 00 申告納税額還付される (34) 102012 配偶者の合計所得金額 (35) 納付済みの所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 (36) 未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (37) 申告期限までに 納付する金額 (38) 00 延納届出額 (39) 000
税理士 署名押印 電話番号		還付される税金の 口座番号 記号番号
税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の書面提出有	銀行・信用 金庫・協同 組合・農協 郵便局 等
		預金種別 普通 当座 定期 貯蓄
		本店・支店 出張所 本所・支所
		口座番号 記号番号
		整理 区分 管理 補充 納税 事務 住民 核算 一連 番号

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①	記入例②	記入例③
縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	800000 700000

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成29年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受け る者	住所 又は 居所	〇〇市△△町×-××-×									
		(受給者番号)									
		(役職名)									
		氏名		(フリガナ) コクゼイ タロウ 国税 太郎							
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収額			
給与・賞与		円	千	円	円	千	円	円	千	円	
		7	140	000	5	226	000	2	589	196	
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 証者		控除の額		特 定 老 人 その他				特 別 その他		非居住者である親族の数	
○		1		1				1		1	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
円		千	円	円	円	千	円	円	千	円	
1,073		196	105	000	21	000					
(摘要)											
生命保険料の金額の内訳											
新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円	
25,000		35,000		90,000				新個人年金保険料の金額		円	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		円		円		円		住宅借入金等特別控除の額の内訳		円	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		円		円		円		住宅借入金等特別控除の額の内訳		円	
控除対象配偶者		(フリガナ) コクゼイ リョウコ		氏名		国税 良子		配偶者の合計所得		円	
個人番号								国民年金保険料等の金額		円	
控除対象扶養親族		(フリガナ) コクゼイ イチロウ		氏名		国税 一郎		(フリガナ) コクゼイ ジロウ		氏名	
1		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
個人番号								16歳未満の扶養親族			
2		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
個人番号								氏名		氏名	
3		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
個人番号								氏名		氏名	
4		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
個人番号								氏名		氏名	
未成年者		外国人		死亡退職者		災害障害		本人が障害者		本人が障害者	
								就 職		就 職	
								年		年	
								月		月	
								日		日	
								明		明	
								大		大	
								昭		昭	
								平		平	
								年		年	
								月		月	
								日		日	
								29		29	
								○		○	
								49		49	
								11		11	
								16		16	
支払者		住所(居所)又は所在地		〇〇区〇〇 ×-×-×							
		氏名又は名称		〇〇産業株式会社							
								(電話)		××-××××-××××	

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

【住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 29 年 4 月 1 日以後用）】

※ この記載例の明細書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

注） 「一般断熱改修工事等」の場合の明細書の記載例です。

（1／3 枚目）

提出用

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成29年4月1日以後用)

氏 名 国税 太郎

(平成 29 年分)

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
Ⅰ 平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成29年4月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。

なお、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成29年3月31日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(①－②)	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤×10%)	⑥	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、⑥の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	平成 29 年 9 月 30 日	フリガナ	
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	/	氏 名	
			フリガナ	
			氏 名	

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑨	該 当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該 当	氏名（ ）
要介護認定又は要支援認定を受けている （⑨又は⑩に該当する方を除きます。）	⑪	該 当	続柄（ ）
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(⑫－⑬)	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※ 50万円を超える場合に限り適用。	⑭		
⑭又は(⑭×⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
(⑰×10%)	⑱		⑱の金額が2以上ある場合には、⑱の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

【ご注意】

- ◎ 平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」を使用してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 29 年 4 月 1 日以後用）】

（2 / 3 枚目）

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑭	1,400,000	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑮	400,000		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑭－⑮)	⑯	1,000,000		
※ 50万円を超える場合に限り、				
⑯又は(⑯×⑧)	⑰	1,000,000		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑱	2,500,000		
⑰と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲	1,000,000		⑲の金額が2以上ある場合には、⑲の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。
(⑲×10%)	⑳	100,000	(100円未満の端数切捨て)	

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉔		円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉕			国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉔－㉕)	㉖			
※ 50万円を超える場合に限り、				
㉖又は(㉖×⑧)	㉗			「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉘			
㉗と㉘のいずれか少ない方の金額	㉙			㉙の金額が2以上ある場合には、㉙の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㉙×10%)	㉚		(100円未満の端数切捨て)	

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉓		円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑬に關し交付を受ける補助金等の合計額	㉔			国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉓－㉔)	㉕			
※ 50万円を超える場合に限り、				
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉖			「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉕に關し交付を受ける補助金等の合計額	㉗			国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉖－㉗)	㉘			
※ 50万円を超える場合に限り、				
(㉕＋㉘)	㉙			
㉙又は(㉙×⑧)	㉚			「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉛			
㉚と㉛のいずれか少ない方の金額	㉜			㉜の金額が2以上ある場合には、㉜の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㉜×10%)	㉝		(100円未満の端数切捨て)	

【ご注意】

- ◎ 平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」を使用してください。

【住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 29 年 4 月 1 日以後用）】

（3 / 3 枚目）

6 耐久性向上改修工事に係る事項

（住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④④	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④④に關し交付を受ける補助金等の合計額	④⑤		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④④－④⑤)	④⑥		
※ 50万円を超える場合に限り書きます。			
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑦		「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該対象一般断熱改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑦に關し交付を受ける補助金等の合計額	④⑧		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④⑦－④⑧)	④⑨		
※ 50万円を超える場合に限り書きます。			
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤①		「増改築等工事証明書」の「3(3)④キ 当該耐久性向上改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤①に關し交付を受ける補助金等の合計額	⑤②		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑤①－⑤②)	⑤③		
※ 50万円を超える場合に限り書きます。			
(④⑥＋④⑨＋⑤③)	⑤④		
⑤④又は(⑤④×⑧)	⑤⑤		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事に係る改修工事限度額	⑤⑥		「増改築等工事証明書」の「3(3)④サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑤④と⑤⑥のいずれか少ない方の金額	⑤⑦		⑤⑤の金額が2以上ある場合には、⑤⑤の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(⑤⑦×10%)	⑤⑧	(100円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑤⑧＋⑤⑤＋⑤②＋④③＋⑤⑦)	⑤⑨	100,000 円	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑤⑧又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
-----------------------------------	----	-----------	---

○ 住宅特定改修特別税額控除の適用を受けるための手続と必要な書類

高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書（平成 29 年 4 月 1 日以後用）」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。

また、上記の計算明細書のほか、増改築等工事証明書などの書類を確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

詳しくは、「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。

【ご注意】

- ◎ 平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」を使用してください。